

「千葉市貧困対策アクションプラン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくため、「千葉市貧困対策アクションプラン（案）」（平成30～32年度）を作成しました。

つきましては、このプラン案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 プラン（案）の趣旨・目的

本市では、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行に先立ち、平成25年12月に複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援窓口である千葉市生活自立・仕事相談センターを設置するとともに、平成29年6月には、生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るため、庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織を立ち上げました。そして、この組織を中心に、生活困窮者自立支援制度を核とした、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくための具体的な行動計画を示す「千葉市貧困対策アクションプラン（案）」を作成しました。

本プランでは、これまでの、生活に困った方が自ら相談に訪れるのを待って支援を行う「待ちの支援」から、自ら相談に行けない、声をあげることが出来ない方に対して「支援を届ける」仕組みを構築していくことを大きな柱としています。

2 プラン（案）の公表

(1) 公表期間 平成30年2月1日（木）～平成30年2月28日（水）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載 【URL】 <http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 公表場所

保護課（市役所本庁舎1階）、市政情報室（千葉中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の提出

(1) 提出期間 平成30年2月1日（木）～平成30年2月28日（水）（必着）

(2) 提出方法

「千葉市貧困対策アクションプラン（案）に対する意見」と書き、住所、氏名又は団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号、メールアドレス等の連絡先を明記して、次の方法で提出。様式自由。

ア 郵 送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所保護課

イ F A X 043-245-5541

ウ 電子メール hogo.HW@city.chiba.lg.jp

エ 持 参 保護課（市役所本庁舎1階）、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 2月号に掲載

イ 市ホームページ 平成30年2月1日（木）公表

4 意見等の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方を、平成30年3月に市ホームページで公表する予定です。なお、氏名、住所等の個人情報は公開しません。

5 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、平成30年3月に「千葉市貧困対策アクションプラン」を策定し、公表する予定です。

6 添付書類 千葉市貧困対策アクションプラン（概要版）